# 適正規模及び適正配置に向けた具体的な取組

### 1 小規模校の取組

取り組む方策については、資料1で示した「1 統合」、「2 通学区域(校区)の見直し」、「3 学校選択制の導入」、「4 山村留学・漁村留学」が考えられ、これらの方策によって、適正規模の確保に向けて取り組む。

## (1) 小学校

### ア 1~5学級の小規模校

複式学級が存在する規模であり、一般に教育上の課題が極めて大きいため、複式 学級解消に向け、早急に取り組む必要がある。

取組方策については、「1 統合」は、早期に複式学級を解消できる。しかし、「3 学校選択制の導入」及び「4 山村留学・漁村留学」については、導入後直ちに適正規模となることは期待できず、「2 通学区域(校区)の見直し」は、大規模校との間で行えば相互の学校が適正規模となるが、小規模校間では適正規模とならない。これらのことから、「1 統合」により取り組むことが適当である。

### イ 6~11 学級の小規模校

取組方策については、上述アと同様に「1 統合」によるほか、隣接校が大規模校の場合は、「2 通学区域(校区)の見直し」により、相互の学校が適正規模となる場合がある。このことから、「1 統合」又は「2 通学区域(校区)の見直し」により取り組むことが適当である。

ただし、これらの方策によった結果、クラス替えが可能とならない場合でも、1 学級当たりの人数が増えることにより教育環境を改善することができるため、そのような小学校についても取組の対象とする。

- ※取組は、原則として同一中学校区内の小学校で行う。
- ※基本方針の策定後、小規模の小学校ごとに、適正規模・適正配置に向けた具体的な 取組を記した実施計画を教育委員会が策定する。
- ※離島にある小学校及び中学校区内に1校しかない小学校については、地理的要因や 地域事情を考慮し、実施計画策定の対象から除く。
- ※基本方針策定後、新たに小規模校となった場合も取組の対象とする。

# (2) 中学校

一部又は全ての学年においてクラス替えができない小規模校が存在するが、中学校 では複式学級はないため、まずは小学校の適正規模・適正配置について優先して取り 組むことが適当である。

# 2 大規模校の取組

取り組む方策については、資料1で示した「2 通学区域(校区)の見直し」、「3 学校選択制の導入」、「5 学校施設の増築」、「6 学校の分離・新設」が考えられ、これらの方策によって適正規模の確保に向けて取り組む。

教室が不足する場合は、「5 学校施設の増築」に取り組み、それでも対応しきれない おそれがある場合は、「6 学校の分離・新設」に取り組むことが適当である。

ただし、小学校及び中学校における大規模校は、適正規模校に比べて学校運営に困難さが生じるなどの課題はあるものの、適正規模を超えることのみを理由として、ただちに分離・新設を行うべきではないと考える。それは、今後の児童生徒数の見込みから判断しても、児童生徒数が減少傾向にあるため、仮に分離した場合、新たに小規模校ができる懸念があるからである。したがって、まずは小規模校の適正規模・適正配置について優先して取り組むことが適当である。

なお、大規模校から小規模校への選択のみを認める「3 学校選択制の導入」や、大 規模校の校区の一部を小規模校の校区とする「2 通学区域(校区)の見直し」につい ては、小規模校の規模適正化に伴って取り組む。

## 3 スケジュール

基本方針策定後、実施計画を次の順番で策定する。

ただし、学級数(特別支援学級を除く。)については、毎年度5月1日現在の数値で判断する。

- (1) 1~5学級の小規模小学校
- (2) 6学級の小規模小学校
- (3) 7~11 学級の小規模小学校